

2

1. 障害者の就労支援について
- 2. 就労選択支援の施行に向けた主な取組**
3. 就労選択支援の概要について
4. その他（参考）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

【V. 安心できる暮らしと包摂社会の実現】

令和4年度第二次補正予算案 40百万円

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3044)

施策名: 就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業

① 施策の目的

就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることが必要であるため。
 ※ 「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」社会保障審議会障害者部会報告書(令和4年6月13日)において、就労アセスメントの手法を活用して必要な支援を行う新たなサービス(就労選択支援(仮称))について記述されている。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

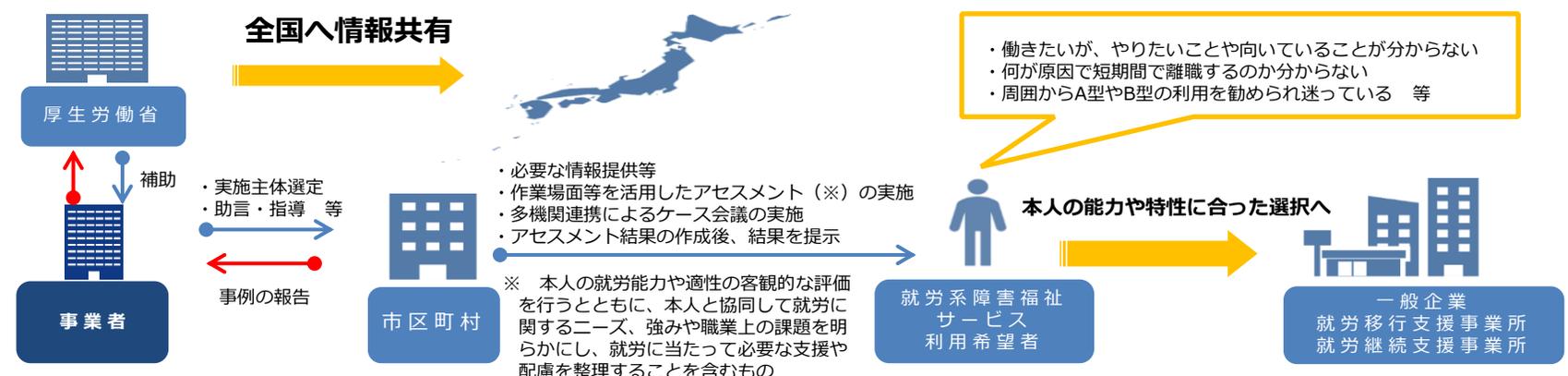
③ 施策の概要

就労系障害福祉サービスの利用を希望する者(既に利用しており支給決定の更新を希望する者を含む)のうち、支援を受けることを希望する者に対して、就労移行支援事業所等が行うアセスメントや就労に関する情報提供などの支援や多機関連携の在り方など各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に関して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間事業者 【補助率】 国 10/10

【事業スキーム】

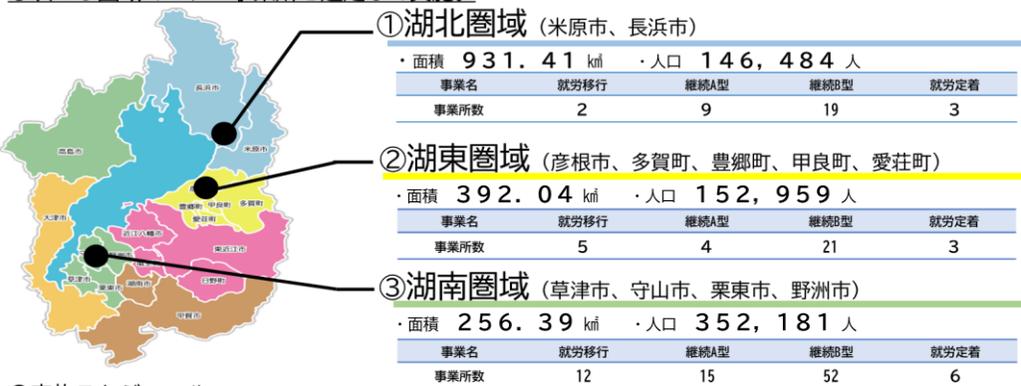


⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本モデル事業を実施することにより、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることで、障害者の自立した日常生活又は社会生活の実現に寄与する。

滋賀県におけるモデル事業の実施 ～県が関わり3つの圏域がそれぞれのテーマをもって実施～

○次の3圏域でモデル事業所を選定して実施。



○実施スケジュール



ケース会議の持ち方の違いを検証

①湖北圏域 (米原市、長浜市)

○実施ケースの概要

・個別のケース会議

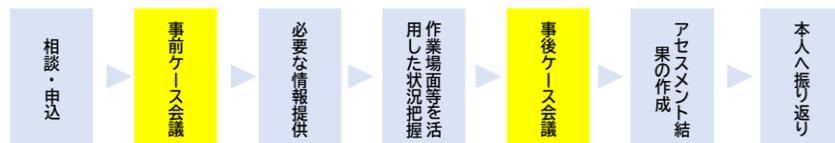
モデル事業所が個別に関係機関(3機関以上)と調整を行いケース会議を実施。
※中立性を担保するため、直接支援に関わりがない機関にも参加を求めた。

対象者：就労移行支援利用者、就労継続支援B型利用者、特別支援学校生徒、行政への相談者
活用シート：従来のシート、就労支援のためのアセスメントシート (JEED)
会議参加機関：ナカボツ、計画相談支援、特別支援学校、職業センター、行政、本人、家族
(ケースごとに参加機関は異なる)

・全体のケース会議

圏域全体の関係機関が集まりケース会議を実施。

対象者：ナカボツへの相談者、就労移行支援利用者、就労継続支援B型利用者
活用シート：従来のシート、就労支援のためのアセスメントシート (JEED)
会議参加機関：就労定着支援、ナカボツ、計画相談支援、基幹相談支援、ハローワーク、職業センター、行政



②湖東圏域 (彦根市、多賀町、豊郷町、甲良町、愛荘町)

福祉サービスとつながりのない相談者へのアセスメント

○実施ケースの概要

- 実施ケース：8ケース
※うち6ケースは、過去に障害福祉サービスを利用した経験のない方。
- 対象者：ナカボツへ相談のあった知的・精神・発達障害者等
- 活用シート：従来のシート、職業評価結果
- 部会構成員：就労系障害福祉サービス事業所、計画相談支援、特別支援学校、ハローワーク、行政 など
- その他：「作業場面等を活用した状況把握」について、就労移行支援事業所でのアセスメントだけでなく、障害者職業センターでの職業評価や企業での実習を活用した。

ナカボツにて相談受付

部会構成員の就労移行支援事業所・ナカボツにてアセスメント実施

部会にてケースの状況・結果を報告

本人への振り返り

③湖南圏域 (草津市、守山市、栗東市、野洲市)

様々な生活状況・障害種別の人に様々なシートを用いてアセスメント

○実施ケースの概要

・実施ケース：14ケース

・対象者：下記表のとおり。

対象者所属	就労移行支援	就労継続A型	自立訓練	特別支援学校	ナカボツ	新規相談
人数	2	1	1	7	1	2

主たる障害種別	身体	知的	精神障害	発達障害
人数	1	9	1	3

・活用シート：従来のシート、従来のシート+JEEDの一部、従来のシート+MWS・MSFAS、JEED

・会議参加機関：就労移行支援、就労継続支援A型、ナカボツ、計画相談支援、委託相談支援、自立訓練、特別支援学校、行政、本人、家族 (ケースごとに参加機関は異なる)

・その他：聴覚障害者に対してタブレット等を使用しての説明の実施や、知的障害者に対して結果シート自体をわかりやすい形で作成するなど、意思疎通に係る工夫を行った。

滋賀県におけるモデル事業の実施 ～県が関わり3つの圏域がそれぞれのテーマをもって実施～

①湖北圏域

○個別のケース会議

・本人と関係する機関や今後つながる可能性のある機関が参加するため、意見交換を行いやすい。

・本人が会議に参加することで本人の希望を聞きながら意見交換ができるが、これまで本人と関わりのない機関が参加することで本人が過度に緊張し発言が少なくなった。

・3機関以上を集めるための日程調整に時間がかかるなど事業所の負担が大きい。また、関係機関がこれまで以上に多くの会議に参加する必要があるため負担となる。

・多機関が各々の視点で意見を言うことで中立性の担保につながるが、事前情報なく関係機関が意見を言うことが難しいため、事前共有する資料、アセスメントシートの書き方を統一させるなどの工夫が必要。

○全体のケース会議

・1度の会議で複数のケース会議を実施することが出来るため、日程調整にかかる負担及び参加する機関の負担が少ない。

・圏域全体の関係機関が集まることで、アセスメント実施事業所の主観にとらわれることなく多機関の意見や視点を入れることができる。

・会議の開催時期が限られるため、支給決定期間内に会議を設定することが難しく、1度に複数のケースを扱うことで1ケースあたりの検討時間が短くなる。

②湖東圏域

○良かった点

・「とにかくお金を稼がない」という思いで企業就職を希望される方に、現在の自分の状態を知っていただく機会になった。

・障害福祉サービスの情報を知らずに困っておられた本人および家族に対して、本人の状況を踏まえた情報提供ができた。

・企業就職を希望するナカポツへの相談者の中にも、就労選択支援事業のアセスメントが必要な方がいることを実感した。

○課題となる点

・交通費の自己負担、障害福祉サービス利用における手続の複雑さなどにより本人がサービス利用を敬遠してしまう。

・アセスメントを受ける期間の所得が確保できないと本人が安心できず、適切な選択支援につながらない。

・短期間で就職したいと考える対象者に、本人の適性や課題・必要な配慮等を整理するアセスメントの目的を理解してもらうことが難しい。(アセスメント結果を共有する前に一人で就職をしたことで、その後の支援につながらなかった。)

・障害福祉サービスにつながっていない方に対して、ハローワーク等においても当該サービスの紹介ができるよう、雇用と福祉が連携する必要がある。

③湖南圏域

○良かった点

・新たな様式等を活用してアセスメントを実施し、従来のアセスメントとの違い等を検証することで、自事業所のアセスメント能力について見直す機会になった。

・普段過ごしていない場所でアセスメントを受けることで、本人が客観的に自分を考えることができる機会となった。

・企業就職を希望されている相談者に、障害福祉サービスを含めた選択支援を行うことができた。

・中立的な立場にいる機関(ナカポツ)が実施することでより客観的な視点で本人を見ることができた。また、障害福祉サービス事業所などに対して中立的な立場でアセスメント結果を共有することができた。

○課題となる点

・モデル事業所として実施することでフラットに新たな選択肢を検討する機会になったが、就労移行支援事業所が実施した場合、アセスメントを恣意的に行う余地があることを危惧している。

・サービスの質を担保するためには、選択支援事業所のアセスメント能力や地域資源の把握能力が必要となる。

・学生以外へのアセスメントについて、圏域内でB型アセス(B型を利用するためにアセスメントを行う)という認識が一般化しており、今後その認識を変えていく必要がある。(学生については従来から本来の目的の共有に取り組んでいる。)

・既存の就労アセスメントが単に事業化されるだけにとどまる可能性を危惧している。

松江市における多機関連携を軸とした就労アセスメントの新たな仕組みづくりの試み ～多様な「働きたい」を地域で支えるために～

1. 松江市の概況

- ・島根県東部、山陰のほぼ中央
県庁所在地、中核市
- ・松江圏域=松江市/安来市(図1)
- ・人口、面積、障害者数、
雇用率対象企業数等は表1



図1 松江市・松江圏域

表1 概況情報

①	人口	面積
松江市	194,814	572.99 km ²
安来市	35,625	420.93 km ²
合計	230,439	993.92 km ²

- ①…2024年3月末時点
- ②…2023年3月末時点
- ③…2023年6月1日時点

②	身体障がい者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	自立支援医療
松江市	7,887	2,334	2,888	6,668
安来市	1,614	396	433	911
合計	9,501	2,730	3,321	7,579

③	雇用率対象企業数	実雇用率	達成割合
松江市	246	2.72%	69.9%
安来市	30	2.52%	63.3%
合計	276	2.70%	69.2%

2. 就労支援に関する現状、課題

(1) 社会資源の状況

- ・障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、
障害者職業センターが1か所ずつ設置
- ・就労系障害福祉サービス、計画相談、特別支援学校の
箇所数、福祉からの一般就労実績の推移は表2

(2) 課題

- ・B型が顕著に増加傾向、就労移行は縮小傾向
- ・福祉からの一般就労実績は横ばい
- ・就労支援の機運低下 ⇒ **機運向上、支援力の底上げが必要**

表2 社会資源・福祉からの一般就労実績

松江市	就労系障害福祉サービス			計画相談	特別支援学校
	移行	A型	B型		
2014年	6	10	30	13	5
2024年	5	12	46	24	5

福祉からの一般就労実績	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
松江市	29	39	41	41	32	32	29	40	36

3. これまでの経過

- ・松江市では、就労アセスメントに関する「研究事業」への参画をきっかけに、
2021年度から、就労選択支援を見据えた新たな仕組みづくりを
段階的に進めてきた(図2)

I. 実態・課題調査 (2021) 「相談支援専門員へのアンケート調査」

「就労系障害福祉サービスの支給決定プロセスにおける職業的な
アセスメントを介した多機関連携のあり方に関する研究」報告書
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/158017>

II. 課題解決の準備 (2022) 「就労アセスメント連続セミナー」

「アセスメントを介した多機関連携のための実践事例集」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001119574.pdf>

⇒ 研究事業で明らかになった課題と求められる変化(表3)



表3 課題と求められる変化

課題	求められる変化
① 属人的、属事業所・機関的 相談先、所属先、担当者によって アセスメントの質が異なる	① 標準的、地域的 どこに、誰に相談しても質の高い アセスメントが受けられる
② 一面的 限られた人や手法による一面的なアセスメント	② 多面的 様々な手法や資源を活用した多面的なアセスメント
③ 制度にしばられる 箇Bのために形式的に行われるアセスメント	③ 制度を活用する 就労選択支援を有効に活用したアセスメント

4. 2023年度 of 取組 (モデル事業)

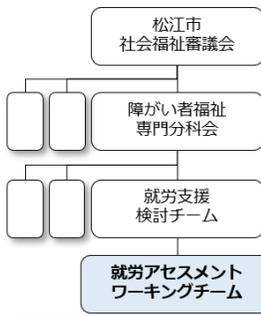
III. 解決策の試行 (2023) 「就労アセスメントワーキングチーム」

- ・審議会の下部組織として、就労アセスメントワーキングチームを結成(目的や構成員、活動等の概要は表4)

「就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業」報告書
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001248314.pdf>

表4 就労アセスメントワーキングチームの概要

目的	・就労選択支援サービス導入を見据え、サービスの基盤を支える就労アセスメントが有効な手段として活用できるよう、関係機関のアセスメント力の向上とその普及を図る。 ・就労アセスメントを通して、障害のある人が自己理解を深め、自らのもつ力を発揮して、適職とのマッチングへと導くことができるようなノウハウをシステム化する。
実施主体	松江市障がい福祉課、松江障害者就業・生活支援センターがらす
構成員	相談支援専門員、移行支援事業所管理者、A型事業所管理者、B型事業所管理者、 特別支援学校進路指導主事、精神科クリニックPSW、島根障害者職業センターカウンセラー、 松江障害者就業・生活支援センターがらす主任職場定着支援担当者 ※ 公募と運営事務局からの推薦により決定
オブザーバー	ハローワーク松江雇用指導官、中小企業家同友会障がい者問題委員会委員長、 松江市相談支援事業所連絡協議会はたらく委員会
運営事務局	松江市健康福祉部障がい者福祉課課長、係長、副主任、基幹相談支援センター所長、 社会福祉法人桑友理事長、松江障害者就業・生活支援センターがらす担当者
活動	・①モデルケースの協働、②仕組みづくりの議論 ・定例会(1回/月)の他、随時モデルケースのアセスメントに参画



松江市における多機関連携を軸とした就労アセスメントの新たな仕組みづくりの試み ～多様な「働きたい」を地域で支えるために～

5. 2023年度の具体的な取り組み（モデル事業）

(1) モデルケースの協働

- ・職業的なアセスメントを、試行的に「ワーキングチーム全体で、協働でおこなう」
- ・JEED「就労支援のためのアセスメントシート」を共通ツールとして活用（事前に研修会を実施）
- ・「説明と同意」から「就労選択の決定」までのプロセスを経験（実践）する
- ・経験（実践）を積み重ね、各プロセスの手法や多機関連携の方法等のノウハウを集約
- ・全体の流れは図3、モデルケースの概要は図4

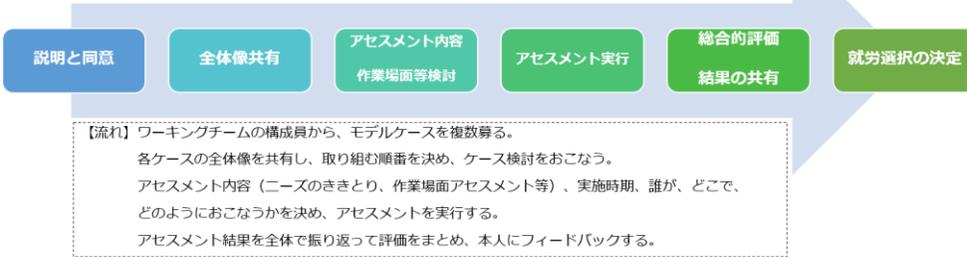


図3 モデルケースの協働（全体の流れ）

ケースA 【就労移行支援利用者】	ケースB 【ナカボツセンター登録者】	ケースC 【就労継続支援B型利用者】
テーマ： ＊ストレングスを見つけた ＊通所事業所とは異なる環境でチャレンジしたい	テーマ： ＊不安感が強く一般就労を望んでいるが、福祉事業所の利用も見据えたい	テーマ： ＊抱える課題が大きすぎて、一事業所で抱えるのは荷が重い
対象者： 10代（発達障害） 状況： 就労移行利用中 分担： ・ニーズききとり（移行） ・作業場面アセス（A型・移行・ナカボツ） ・実習先情報提供（構成員）	対象者： 20代（知的・パニック障害） 状況： 在宅（数か月バイト経験有） 分担： ・ニーズききとり（ナカボツ） ・作業場面アセス（移行）	対象者： 20代（適応障害等 手帳無し） 状況： B型利用中 分担： ・ニーズききとり（HW） ・作業場面アセス（移行、ナカボツのJC有資格者）

図4 モデルケースの協働（ケース概要）

(2) 仕組みづくりの議論

- ・就労選択支援事業について、就労支援専門官を招いて研修会を行ったほか、事業概要に関する情報が更新された都度、定例会において情報共有、勉強会を行った
- ・松江市における、現行の就労アセスメントの実施状況を共有し、「本人さんが『やってみたい』」と思えるアセスメントにするためには！？」「相談員が『使おう』」と思えるアセスメントにするためには！？」について意見交換を行った
- ・直Bアセスメントのケース報告をもとに、運用面の共通認識づくり、改善策についての意見交換を行った

6. 成果と課題

(1) モデルケースの協働

- ◎ 一人で、一事業所、一機関で悩まなくても良く、全体で質疑、意見交換したり、様々な視点や場面でみたりすることで、アセスメントを深めることができた
- ◎ 基幹相談支援センター、職業センターなど、各方面のエキスパートからアドバイスがもらえ、スーパービジョン的な機能により、アセスメント力、支援力の向上を図れた
- △ タイムリーさ、対応できるケース数に限界があった
⇒ 事例検討、困難事例の対応を中心とした活動にシフトしていくことを想定

(2) 仕組みづくりの議論

- ◎ 就労選択支援に関する認識が高まり、準備を進めていく必要性について共通認識がもてた
- ◎ 現行の直Bアセスメントについて、有効活用している事例、具体的なノウハウを共有できた
- ◎ ワーキングの活動と協議会の機能が合致しており、「地域づくり」に繋がる可能性を見出した（表5）

表5 協議会の6つの機能

機能	内容
① 情報機能	困難事例や地域の現状、課題等の情報提供と情報発信
② 調整機能	地域の関係機関によるネットワーク構築 困難事例への対応の協議、調整
③ 開発機能	地域の社会資源の開発、改善
④ 教育機能	構成員の資質向上
⑤ 権利擁護機能	権利擁護に関する取り組み
⑥ 評価機能	サービス等利用計画作成員対象者、重度包括支援事業等の評価

7. 2024年度の取組

- ・就労選択支援開始後の連携イメージ（図5）を見据えてワーキングチームの活動を継続
- ・①「地域づくり」機能、②「中立性・質の確保」機能に整理
- ・従来の活動に加え、各種の研修会、事例検討、リーフレットの作成等を予定

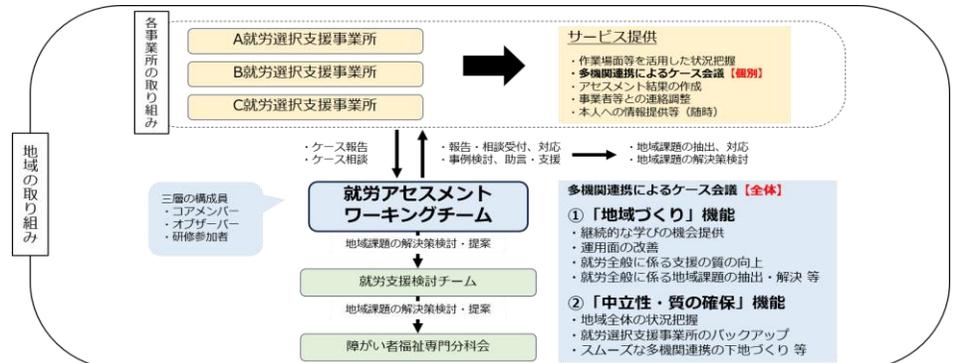


図5 就労選択支援を見据えた連携のイメージ図

8. 理想イメージ

- ・アセスメントに基づいて、本人がより力を発揮できる環境への移行を促進させる（B⇒B、B⇒A、B⇒移行、B⇒一般、A⇒A、A⇒一般、移行⇒A、移行⇒一般等）（多様な働き方の実現…「より高い工賃が得られる」「より働きがいをもって働ける」）
- ・モデルケースの協働は「アセスメントアドバイザー・お助け隊」に発展させる（アセスメントに困ったときに、エキスパートからアドバイスがもらえる、一緒に動いてくれる）

熊本県熊本市・合志市におけるモデル事業の実施

～就労移行支援事業所を中心に「就労支援のためのアセスメントシート」を活用～

1. モデル事業に取り組むために地域で準備したこと

専用ポータルサイト構築による情報共有

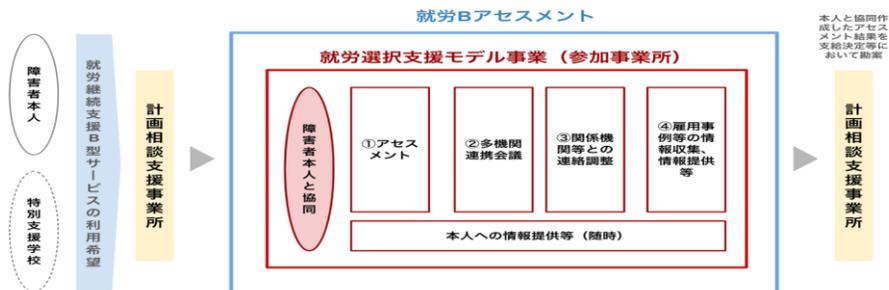
- 専用ポータルサイトを構築することで、モデル事業に参加する各事業所が就労選択支援モデル事業の意義や目的、知識等を共有

※R5年度モデル事業に参加した4事業所は「くまもと就労移行支援協議会」の参加事業所。新人研修会の開催、就職等実績調査、来所経路調査を実施



2. 地域の特徴

- モデル事業所全体として、**対象者の属性としては特別支援学校の生徒が多い傾向**となった
- 就労アセスメントや多機関連携会議（関係機関によるアセスメントの振り返り）については、これまでの取組を延長して、多機関連携によるケース会議も同様に実施



- 就労アセスメントについては、各事業所で使用していた既存アセスメントシートに加え、「**就労支援のためのアセスメントシート (JEED)**」を新たに導入。これにより、より詳細かつ効果的なアセスメントが可能となり、就労支援の質を向上させることに貢献

3. 就労アセスメントの強化と多彩なアセスメント実施手法

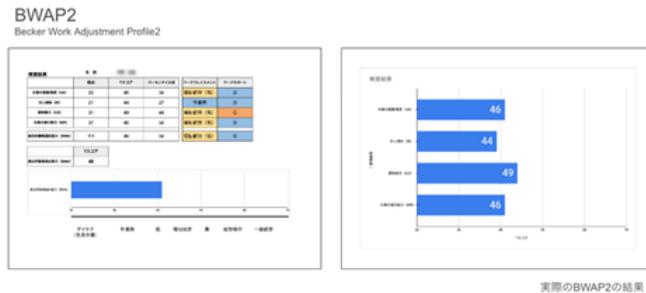
① 就労支援のためのアセスメントシート (JEED)

② 事業所独自のワークサンプル

- 簡易的模擬作業で取り組んだ内容を時系列に可視化（グラフ化）
- 対象者の能力や興味関心を把握

③ BWAP2

- 本人へのヒアリングや訓練中の様子、関係者から収集した情報等を元に職業コンピテンシーを可視化し、総合的職場適応能力を確認



④ 職業興味・キャリアインサイト・体力テスト・職場体験など

- 本人の潜在的な職業興味・関心等の顕在化
- 適切な就職先へのマッチングに活用
- 就労に必要な体力レベルを評価
- 実際の職場環境（施設外就労先など）でアセスメントを実施

⑤ 多様な実施手法による個別支援

- 事業所独自のワークサンプル、職業興味検査、体力テスト、職場実習などを活用
- 対象者の特性に合わせた個別支援を実施
- 本人の自己理解を促し、就労意欲の向上、働く選択肢の気づきに貢献

⑥ 多機関連携による支援体制の構築

- 相談支援事業所、教育機関（特別支援学校）、家族などが参画
- 関係機関との情報共有と連携を強化
- 継続的な支援体制の構築に貢献

就労選択支援に係るモデル事業（令和6年度実施）

令和6年度厚生労働省委託事業において、以下の3つの柱を中心に、令和7年10月の就労選択支援の円滑な施行に向けたモデル事業を実施。

1. モデル事業の実施

6つのモデル地域で、就労選択支援の試行的な取組を実施

- 実施期間
令和6年7月～令和7年3月末
(各ケースについて、原則としてアセスメント期間を含め概ね1か月間以内で実施)

- モデル地域
都道府県単位で選定
(一つのモデル地域につき10ケース以上実施)



2. 就労選択支援実施マニュアルの作成

事業所や自治体等が就労選択支援に係る業務を行う際に活用する実施マニュアルを作成

- 実施スケジュール
検討委員会（計4回） 令和6年7月～12月
マニュアル完成 令和7年3月末
マニュアル公表 令和7年4月以降

■実施マニュアルの内容（案）

1. 就労選択支援について
 - i. 背景
 - ii. 事業概要
 - iii. 対象者
 - iv. 事業の目的
 - v. 事業の基本プロセス
 - vi. 就労選択支援における各機関の役割
2. 就労選択支援サービス開始前の調整
 - i. サービス開始までの流れ
 - ii. 利用検討にあたり実施すべき事項
 - iii. 計画相談支援事業との連携
3. 就労選択支援の実施
 - i. 本人への情報提供
 - ii. 作業場面等を活用した情報把握（アセスメント）
 - iii. 多機関連携によるケース会議
 - iv. アセスメントシートの作成
 - v. 事業者等との連絡調整
4. 先行事例に学ぶ就労選択支援
5. 参考資料集



3. 就労選択支援員養成研修シラバス・研修教材の作成

研修シラバス・講義資料等の開発及び実施方法の整理

- 実施スケジュール
検討委員会（計4回） 令和6年7月～令和7年3月
試行研修の実施 令和7年1月～2月
シラバス等完成 令和7年3月末
シラバス等公表 令和7年4月以降

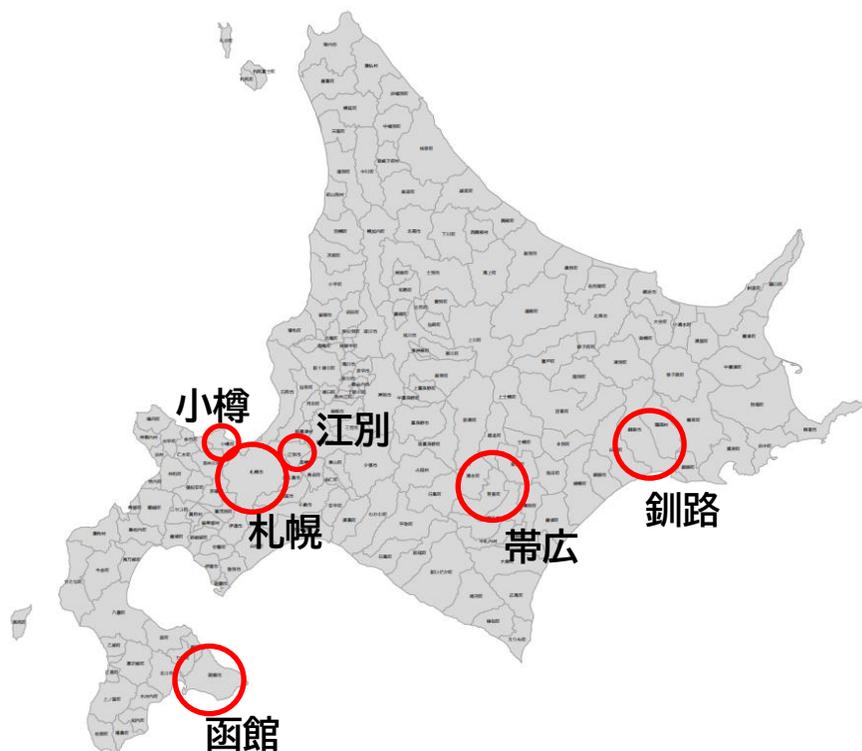
■研修の内容

- ① 形式：講義（動画視聴）+演習【計2日間】
- ② 内容

内容	1日目 (オンデマンド視聴)	2日目 (演習)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	-
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	-
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分
5. 関係機関との連携	60分	-
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分
計	6時間	5時間

モデル地域① 北海道

- モデルケースの実施：計24名
札幌市(10)・江別市(2)・釧路市(2)・小樽市(1)・帯広市(2)・函館市(7)
- 札幌市：政令指定都市→セルフプラン多いエリア
- 特別支援学校・就労継続支援A型事業所に在籍中のケースが多い



No.	エリア	障害種別	年代	性別	入口機関
1	江別	知的・精神	20代	男性	B型事業所
2	江別	療育	10代	女性	相談支援員
3	小樽	知的	30代	男性	B型
4	帯広	知的	20代	女性	一般就労先
5	帯広	発達	20代	男性	ハローワーク
6	釧路	発達	30代	男性	行政
7	釧路	知的	10代	男性	就・
8	札幌	精神	30代	男性	B型
9	札幌	知的	10代	女性	高等支援学校
10	札幌	知的	20代	男性	就労継続B型利用中
11	札幌	知的	10代	男性	特別支援学校
12	札幌	知的	10代	女性	特別支援学校
13	札幌	知的	10代	女性	特別支援学校
14	札幌	知的	10代	男性	特別支援学校
15	札幌	知的	10代	男性	特別支援学校
16	札幌	発達	10代	男性	特別支援学校
17	札幌	発達	20代	女性	計画相談
18	函館	発達	40代	男性	就労A型
19	函館	知的	40代	男性	就労A型
20	函館	知的	20代	男性	就労A型
21	函館	知的	50代	男性	就労A型
22	函館	精神	50代	男性	就労A型
23	函館	身体	50代	男性	就労A型
24	函館	知的	10代	男性	就労A型

モデル地域① 北海道

<各地域の中での動き出し>

- (江別)出前講座を実施し、就労支援部会・こども部会・相談部会が参加
- (札幌)「就労支援のためのアセスメントシート」を活用し、札幌市内の複数事業所で協議
- (釧路)就労移行支援事業所がないので障害者就業・生活支援センターが実施予定&アウトリーチが中心
- (小樽)計画相談支援による計画作成率が100%。障害者就業・生活支援センターと連携して実施。地域では自立支援協議会就労支援部会、行政と集まる定例会議を利用
- (帯広)説明会を実施。市町村の自立支援協議会、地域連携会議を実施
- (函館)自立支援協議会就労部会で実施、全体勉強会は3月実施予定

<モデルケースを通じて>

- (江別)普通高校1年生で就職か障害福祉サービスで悩んでいた。結果、選択の幅を広げることができた。
- (札幌)特別支援学校の2年生4人を対象に実施したが、学校と福祉のノウハウが違う。進路選択の幅が広がったと共に、教職員の理解も深まった。
- (釧路)企業を休職中の方に実施。辞めたい気持ちもあったが、アセスメント後働きたくなった(企業も配慮必要)。あわせて生活にも課題があるので自治体も見守りが必要。
- (函館)就労継続支援A型利用者がこのままでいいのか？自己理解についてこられるのか？が疑問のままであった。

<今後の動き>

- (札幌)都市部での就労選択支援事業所の乱立に対する懸念。
- (札幌)就労選択支援実施後、また戻ってきた場合への対応のあり方。
- (江別)地域で運営する際のガイドラインの必要性や、利用想定数の予測が必要。
- (小樽)特別支援学校の児童相談と就労移行支援3年目の更新時の利用方法が課題。
- (帯広)計画相談支援事業所との連携方法(役割分担)。
- (釧路)計画相談支援の対応力の差。
- (釧路)就労選択支援の質の担保とそのチェック機能。報告義務が必要ではないか。
- (函館)地域が広く、移動で片道3時間かかるとして、物理的にどこまで対応できるのか。

モデル地域② 埼玉県

- モデルケースの実施：計9名

埼玉葛北地区(2)、県央地域(2)、比企群(5)

- 一般就労も想定に入れた対象者が多い

- 市区町村、計画相談支援からの難しいケース相談でも実施



No.	エリア	障害種別	年代	性別	入口機関
1	県央	精神	40代	女	就労B
2	県央	知的	10代	男	特支
3	埼玉葛北	知的	20代	男	移行
4	埼玉葛北	知的	30代	男	就労B
5	比企	精神	20代	女	委託相談
6	比企	なし (アルツハイマー型認知症)	50代	男	行政
7	比企	なし (うつ病)	30代	男	行政
8	比企	精神	50代	男	計画相談
9	比企	知的	10代	女	自立(生活)訓練